

**障がい者の法定雇用率が
見直されます**

平成30年4月から、障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、障がい者雇用率が下記のとおり見直されます。

法定雇用率

2.0% ▶ 2.2% ▶ 2.3%

現在

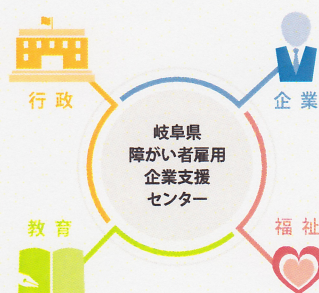
見直後 (H30.4~)

見直し後3年以内

障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲 現状の「従業員50人以上」から拡大されます。

企業の障がい者雇用を支援します

ぜひ
ご活用
下さい



岐阜県障がい者雇用企業支援センター

企業の障がい者雇用を支援するため次の事業を実施しています。

- 障がい者雇用に向けた受け入れ体制整備、業務の創出等へのアドバイス
- 障がい者雇用アドバイザー（障がい者雇用を推進している企業）からの助言や職場見学の受入
- セミナー・ワークショップの実施 ● 障がい者就労相談会（ジョブミーティング）の実施 ● ジョブコーチの養成支援

岐阜市薮田南5-14-12岐阜県シンクタンク庁舎2階

TEL 058-215-0582 URL <http://shougaikigyoshien.jp>（セミナーや企業支援の情報はセンターHPをご覧ください）

障害者就業・生活支援センター

県内6か所に設置し、障がい者の就労や生活支援や職場定着の支援を実施しています。

- 障がい者雇用開拓員を配置し、障がい者の雇用や職場訓練の依頼をするとともに、企業からの障がい者就労に関する相談に対応します。
- 精神障がい者支援ワーカーを配置し、精神障がい者の就労に関する相談に対応します。（中濃圏域のみ）
- 障がい者の雇用に至る前に短期（10日以内）の訓練を実施し、雇用者、求職者双方の不安を解消します。

岐阜圏域	岐阜障がい者就業・生活支援センター	〒500-8314 岐阜市鍵屋西町2-20 多恵第2ビル1階 所管地域：岐阜市（長良川以南）、羽島市、瑞穂市、羽島郡、本巣郡	TEL 058-253-1388 FAX 058-253-1388
	清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	〒500-8211 岐阜市日野東4-10-18 所管地域：岐阜市（長良川以北）、各務原市、山県市、本巣市	TEL 058-215-8248 FAX 058-215-8029
西濃圏域	西濃障がい者就業・生活支援センター	〒503-2123 不破郡垂井町栗原2066-2	TEL 0584-22-5861 FAX 0584-22-5861
中濃圏域	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	〒501-3938 関市桐ヶ丘3-2	TEL 0575-24-5880 FAX 0575-23-4720
東濃圏域	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト t	〒507-0073 多治見市小泉町2-93 ルミナス小泉102号室	TEL 0572-26-9721 FAX 0572-26-9722
飛騨圏域	ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	〒506-0025 高山市天満町4-64-8 第1ビル1階	TEL 0577-32-8736 FAX 0577-32-6281